

美浦幼稚園

〔平成30年8月現在〕

一人ひとりを大切に、社会力や基本的な生活習慣の定着を図ると共に、自然との触れ合いを増進することでより良い感性を育成していきます。特に、挨拶の励行、集団行動のあり方、体力の育成、言葉・文字への親しみの育成、想像性・創造性の育成を目指します。また、社会力のある園児の育成ができるよう、家庭や地域との連携を深め、PTAサークル活動や家庭教育学級を通して積極的に保護者の参加を促すことにより、開かれた園を目指します。

※受付期間中の午前10時～正午は、園の様子を見学することができます。

《対象》 村内在住で入園を希望する幼児

《定員》 ▶ 3歳児(H27.4.2～H28.4.1生まれ) …定員60名(3クラス) 募集人数60名
▶ 4歳児(H26.4.2～H27.4.1生まれ) …定員70名(2クラス) 募集人数35名
▶ 5歳児(H25.4.2～H26.4.1生まれ) …定員70名(2クラス) 募集人数27名

《保育日数》 約200日(休日…土・日曜日、祝日、夏季・冬季・春季休業日、創立記念日)

《給食》 水・木・金曜日給食(月・火曜日は弁当持参)【年額約44,000円】

■ 申込方法

美浦幼稚園で随時配布している入園申請書に必要事項をご記入のうえ、受付期間内に美浦幼稚園へ直接提出してください。郵送による申し込みは受け付けできません。

※「3歳児」対象世帯には9月中旬に入園案内と入園申請書を送付します。

◇受付期間 10月10日(水)～19日(金)午前8時30分～午後4時30分 ※土・日曜日を除く。

◇入園の決定方法

▶ 3歳児 申し込みが定員を超えた場合は抽選を行います。抽選を行う場合の日時や抽選方法については、美浦幼稚園から後日お知らせします。

▶ 4・5歳児 定員になり次第受け付けを締め切ります。

※申し込みが定員に満たない場合は受付期間終了後も随時申請を受け付けていますので、美浦幼稚園へお問い合わせください。

スケジュール

7:30～ 預かり保育
(希望者のみ実施)
8:30～ 登園、保育
12:00～ 昼食
14:00 降園
18:00まで預かり保育
(希望者のみ実施)

大谷保育所・木原保育所

〔平成30年8月現在〕

「思いやりのあるやさしい子・元気よく遊べる子・頑張り強い子」を保育目標とし、素直でのびのびとした感性、溢れる意欲と体力、仲間を思いやる心を育てながら、基本的な生活習慣を身に付け、こどもが望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う保育を、年齢別に総合的に目指します。

《対象》 就学前の乳幼児(入所日に生後6カ月を迎えていること)

《定員》 大谷保育所…120名 木原保育所…80名

《保育日数》 約290日(休日…日曜日、祝日、年末年始)

《給食》 ▶ 3歳児以上…副食のみ(主食は持参)、おやつ
▶ 3歳児未満…完全給食

■ 申込方法

10月1日(月)より申込書類を配布します。必要事項をご記入のうえ、受付期間内に提出してください。

◇申込書類配布・申込受付

・子育て支援課(役場2階) ☎029-885-0340(内)232 美浦村受領1515

・子育て支援センター(みほふれ愛プラザ1階) ☎029-885-6511 美浦村宮地1211-2

◇受付期間 11月12日(月)～16日(金)午後1時～4時

◇入所の決定方法 保護者の「保育を必要とする事由」や世帯の状況に応じて、保育の必要度を点数化し、点数の高い順から入所を決定します。 ※受付期間終了後も随時申請を受け付けます。

スケジュール

7:30～ 早朝保育
8:30～ 登所、保育
11:30～ 昼食
13:00～ 昼寝
15:00～ おやつ
16:00 降所
18:30まで夕方保育
※土曜日は希望保育
(8:00～17:30)

■ 支給認定について

施設利用にあたっては、教育・保育の必要に応じた「支給認定」を受ける必要があります。

《認定区分》

1号…お父さんが満3歳以上で、認定こども園・幼稚園での教育を希望する場合

2号…お父さんが満3歳以上で、保護者が「保育を必要とする事由※」に該当し、保育を希望する場合

3号…お父さんが満3歳未満で、保護者が「保育を必要とする事由※」に該当し、保育を希望する場合

※保育を必要とする事由

- 月60時間以上の就労
- 妊娠・出産
- 保護者の疾病・障がい
- 同居または長期入院している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動
- 就学
- 虐待やDVの恐れがあること

■新制度に移行していない幼稚園もあります。その園を利用する場合は認定を受ける必要はありません。

■美浦村の申請書は「支給認定」と「施設利用申込」を兼ねています。

美浦幼稚園、大谷保育所・木原保育所を利用したい方は

← 次ページをご覧ください。

認定こども園・私立幼稚園を利用したい方は
施設に直接申請してください。

仕事の都合などで
村外の保育園等を利用したい方は
まず村教育委員会子育て支援課で申請してください。
園の属する市町村の申込期限10日前までに申請してください。

■ 利用者負担額について

・保護者の村民税所得割額の合計により決定します。父母が村民税非課税で、同居の祖父母が家計の主宰者とみなされる場合は、家計の主宰者の村民税所得割額で計算します。

・利用者負担額の階層区分により、兄弟姉妹がいる場合やひとり親等の世帯に該当する場合は、軽減措置があります。

平成31年度 幼稚園・保育所入所案内



■問合せ
村教育委員会子育て支援課
☎029-885-0340(内)232